

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

西尾市の区域について、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「県条例」という。）の規定の一部を適用除外とする。

2 改正の理由

県条例第9条（計画内容の周知等）では、一定の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けている。

また、県条例第27条（適用除外）は、県条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、規則で定める県条例の規定は適用しないとしている。

西尾市では、「西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（平成31年3月25日公布、同年5月1日施行）及び「西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則」（平成31年3月25日公布、同年5月1日施行）を制定し、産業廃棄物等関連施設の設置又は変更をしようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けることとしている。

これを踏まえ、県条例のうち「西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」と重なる事項を適用除外とすることが適当であるため。

3 改正の内容

西尾市の区域については、県条例第9条のうち産業廃棄物処理施設に係る部分を適用除外とする。

4 施行期日

平成31年5月1日（西尾市の条例の施行と同日）

5 参考

県及び西尾市の条例において説明会開催の対象とする施設は、次のとおり。

	一般廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設	その他
県条例	焼却施設 最終処分場	焼却施設 廃水銀等の硫化施設 廃石綿等の熔融施設 PCB処理施設 最終処分場	—
西尾市条例	—	上記のほか、産業廃棄物処理施設の全て	汚染土壌処理施設

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(適用除外に係る市町村の条例等)

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げ

第二十九条 同上

るとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に
基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり
とする。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例
(平成十五年名古屋条例第六十八号)の項から豊田市産業廃棄物の
適正な処理の促進等に関する条例(平成十八年豊田市条例第五号)の
項まで 略

同上

西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に
係る紛争の予防及び調整に関する条例
(平成三十一年西尾市条例第四号)

第九条(産業廃棄物処理施設
の設置等の許可を受けようと
する者に係る部分に限る。)

犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関す
る条例(平成二十七年犬山市条例第四十三号)の項以下 略

同上

--	--	--